



千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話(鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 043(222)7207番

93.10.14 No.3874

全国翔ぼう物販人!

九三冬季全国物販闘争が、いよいよスタートする。九月二十六日、第二〇回定期大会終了後開催された、全国物販担当者会議での確認に踏まえ、二倍化方針以降五回目となる今冬は、総評センター解散・県評センター解散という、既存の労働運動の結集軸が崩壊する中で行なわれる意味において、その重要度は決定的と言える。

今日ほど労働者の生活と権利が奪われる状況においてこそ、解雇撤回闘争の真価を大胆に持ち込むことが、「連合」を解体し、真の日本労働運動を再生し、継承する道と直結するものであることを確信する。

動労千葉結成十五周年を期して

とりわけ今冬から来春にかけては、来春三月三〇日の動労千葉結成十五周年を前にし、全国において、動労千葉をこの間物心両面から支援していただいた方々に、動労千葉として報告集会を各地において開催することを決定している。動労千葉の本部・支部の組合員が、この十五年間の闘いの成果と教訓を全国の仲間と訴えるものとして、さらには今後の動労千葉の闘いの方向性を示すものとして、打ち出す闘いが、国鉄労働運動の再生―動労の再建へと結びつくものとなる。

打てば響く物販闘争の活力!

物販闘争の定着と発展が導いてきた全国的支援・連帯の輪は、二

倍化方針への拡大によって、確実に全労働者・人民の熱き血潮をたぎらせてきた。

キャチフレーズとなった、「二倍―二倍―」が、その力量を倍倍化する時、「連合」内で苦闘する労働者を楔から解き放ち、大々的な反戦・反合闘争への決起を生み出すものとなるのだ。

今やそのキャスティングボードを握る物販闘争へ、今冬、全組合員は全国へと翔ぼうではないか! 打てば響く、これこそ物販闘争の活力である。

中労委が初審命令履行を勧告

直ちに士職に登用せよ

十月八日、中央労働委員会は、「運転士登用差別事件」の地労委命令履行をJR東日本に対して勧告した(別掲)。JRは、直ちに違法行為を中止し、強制配転者・資格保有者を運転士に登用しろ!

JR千葉支社は、九月六日の団交において、各職種ごとの要員需給状況を明らかにするよう求めた動労千葉の申し入れに対して、現時点で、営業関係には四五〇名の「過員」がいるのに対し、士職の「過員」は、わずか十一―二名であると回答した。十一―二名の過員では、来年度の五五歳到達者の補充すら到底間に合わない数である。しかも、現在学園で養成中の士職も十三名しかない。つまり、士職の要員需給状況は、欠員が生じるギリギリのところまできている



事件番号 中労委平成5年(不再)第31号
事件名 東日本旅客鉄道(千葉動労不登用)不当労働行為事件

中労委審二発第 905号
平成5年10月8日

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役 松田 昌士 殿

中央労働委員会

初審命令履行勧告書

標記事件について、当委員会は、先に平成5年7月2日付文書(中労委審二発第699号)をもって貴殿に対し、命令(千葉地労委平成2年(不)第4号事件)の履行状況につき報告を求めたところ、これを履行したとの報告がないので、労働委員会規則第51条の2第1項の規定に基づき、貴殿が直ちに上記初審命令本文を履行するよう勧告する。

